第 16 回研究会 (R サービス業 (他に分類されないもの) (第 1 回)) における主な御意見とその対処方針等 (案)

1 研究会における御意見

	御意見	対処方針 (案)
01	○「死亡獣畜取扱場」について	○ 死亡獣畜取扱場とは、化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140
	「その他の廃棄物処理サービス」に含まれている「死亡獣畜取扱場」	号)によると、「死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設け
	には、収集運搬などのサービスも含まれているのか。	られた施設又は区域で、死亡獣畜取扱場として都道府県知事の許可を
		受けたもの」のことをいう。
		死亡獣畜取扱場が死亡獣畜の収集運搬を行っているか否かについて
		確認はできていないが、死亡獣畜取扱場が廃棄物である死亡獣畜の収
		集運搬を請け負う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和
		45 年法律第 137 号) 上の許可が必要であり、他の廃棄物収集運搬業者
		が死亡獣畜の収集運搬を請け負う場合とサービスの内容は同様である
		ことから、死亡獣畜取扱場が行うものも含め、廃棄物である死亡獣畜の
		収集運搬は「ごみ収集運搬サービス」又は「産業廃棄物収集運搬サービ
		ス」に含まれるものとする。
		また、廃棄物である死亡獣畜の処分についても、同様の理由から、死
		亡獣畜取扱場が行うものも含め、「ごみ処分サービス」又は「産業廃棄」
		物処分サービス」に含まれるものとする。
		以上の検討を踏まえ、「その他の廃棄物処理サービス」の内容例示
		から「死亡獣畜取扱場」を削除し、「ごみ処分サービス」及び「産業
		 (統合)一般廃棄物処理サービス
		(
		(最下層) ごみ処分サービス (富善な) 収集 実施されたごえ 収上ごえなる - 帆房変物 (1) 早た吟
		(定義等) 収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除
		く)を処分するサービス。死亡獣畜取扱場が行う一般廃棄
		物(し尿を除く)を処分するサービスも含まれる。

		(統合)産業廃棄物処理サービス (最下層)産業廃棄物処分サービス (定義等)産業廃棄物 {専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物 (爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く}を処分するサービス。死亡獣畜取扱場が行う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)を処分するサービスも含まれる。 (統合)その他の廃棄物処理サービス(最下層)その他の廃棄物処理サービス(定義等)他に分類されない廃棄物の処理を行うサービス ○放射性廃棄物処理サービス
02	○廃棄物処理業の副業について ごみ焼却施設からの焼却熱を利用した熱供給が廃棄物処理業の副業 として考えられるのではないか。	○ 廃棄物処理業者が熱供給を行っている事例を確認したため、副業と して「熱供給サービス」を設定する。
03	○「輸送用機械器具の保守・修理サービス(自動車整備サービスを除く)」 について 鉄道と船舶の修理については、産業分類では製造業に含まれ、欧州の CPA でも製造業の生産物の一つとして整理されているので、別途分類 を設定しておいてもよいのではないか。 鉄道と船舶の修理については、「輸送用機械器具の保守、修理サービ ス(自動車整備サービスを除く)」から別途区分し、副業の生産物とし て統合分類を設定し、詳細については製造業について議論する際に検 討することとする。	○ 鉄道と船舶の修理については、製造業の扱いとされていることから「輸送用機械器具の保守、修理サービス(自動車整備サービスを除く)」から別途区分し、副業の生産物として統合分類を設定する。主業の設定については、製造業の議論で行うこととしたい。 <参考>※JSIC(Rサービス業(他に分類されないもの)総説)抜粋船舶の修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去1年間に製造行為を行っていなくても製造業とする。
04	○「その他の物品の保守、修理サービス」について 「その他の物品の保守、修理サービス」の中に、産業分類の大分類を またいで、「7931 衣服裁縫修理業」が含まれているので、修正した方 がよい。	○ 大分類 N に該当する「793 衣服裁縫修理業」を大分類 R の「909 その他の修理業」に包含されることが「大分類またぎ」となり、修正すべきとの意見は理解できるが、①サービス業間の編成であること②国際分類との比較が容易であることに鑑み、原案のままとしたい。

		○ 総務省担当分については、「その他の事業者向けサービス」の中に、 産業分類の大分類をまたいで、「8493 消毒業」の「物品消毒」が含ま れているので、「その他の事業者向けサービス」の内容例示から「物品 消毒」を削除する。 また、「物品消毒」は、「P 医療,福祉」の「その他の保健衛生サービ ス」に含まれるものとする。
		(統合) その他の事業者向けサービス (最下層) その他の事業者向けサービス (定義等) 他に分類されないその他の事業に対するサービス ○看板書き、新聞切抜、バンケットサービス、温泉供給、は く(箔) 押し(印刷物以外のものに行うもの)、総務事務 代行、経理代行、営業代行
05	○文化財の修復について 修理業に関連して、絵画や美術品などの文化財の修復について、分類 の設定を行っても良いのではないか。	○ 文化財の修復の該当する分類として、修理業のほかに、芸術作品の創作に付随する観点で「7272 芸術家業」と考えられるところであるが、文化財の修復について産業分類に係る問い合わせ事例として、お寺の仏像の修復を「9099 他に分類されない修理業」と回答している事例が確認できたこと。また、「727 著述・芸術家業」において生産物分類の設定がされていない点を踏まえ、「文化財の修復」を 909 の生産物「他に分類されないその他の物品の保守、修理サービス」の例示として設定することとしたい。
06	○「表具業」について 「903 表具業」のサービスはどこに分類されるのか。内容例示で明確化してほしい。	○ 「家具・家庭用品・装飾品の保守、修理サービス」の内容例示に記載 の「建具」については、財を表す用語である点を踏まえ、「表具」に修 正。
07	○「職業紹介サービス」について 「職業紹介サービス」における「常用」と「臨時・日雇」の別については、統計調査の回答時の混乱を避けるため、名称に「4か月以上」、「4か月未満」などと表示した方がよい。	○ 「職業紹介サービス」の統合分類の名称を「職業紹介サービス(常用・4か月以上)」と「職業紹介サービス(臨時日雇・4か月未満)」に変更する。 (統合)職業紹介サービス(常用・4か月以上) (最下層)職業紹介サービス(常用・4か月以上、管理) 職業紹介サービス(常用・4か月以上、専門・技術) 職業紹介サービス(常用・4か月以上、その他)

		(統合) 職業紹介サービス (臨時日雇・4か月未満) (最下層) 職業紹介サービス (臨時日雇・4か月未満)
08	○「ハウスクリーニングサービス」について 原案では「建物清掃サービス」に含まれている「ハウスクリーニング サービス」について、大分類をまたいで設定されているのは適切ではな いので、「N 生活関連サービス業,娯楽業」の生産物として統合分類で 設定することとする。	 ○ ご指摘を踏まえ、「ハウスクリーニングサービス」は「N 生活関連サービス業,娯楽業」の生産物として統合分類で設定することとする。また、「建物清掃サービス」は、「建物清掃サービス (ハウスクリーニングサービスを除く)」に名称を変更する。 (統合)建物清掃サービス (ハウスクリーニングサービスを除く)(最下層)建物清掃サービス (ハウスクリーニングサービスを除く)
09	○「事務代行サービス (別掲を除く)」について 「事務代行サービス (別掲を除く)」の区分可能性は確認できている か。また、事務代行の市場規模はどのくらいか。 「事務代行サービス (別掲を除く)」については、基本的には原案の まま分類を設定することとするが、市場規模を確認し、必要に応じて見 直しも検討する。	○ アウトソーシングサービスを提供する事業者にアンケートを実施したところ、「サービスの内容が多岐にわたるため、売上高を細分化しておらず、また、(分類原案「事務代行サービス(別掲を除く)」で定義しているような、)総務業務や経理業務、営業代行などのサービスごとに売上高を区分することも難しい」との回答を得た。また、当該事業者が実施するアウトソーシングサービスには、従業員に対するアンケート調査の受託や専門家による従業員からの相談対応の受託など、「事務代行サービス(別掲を除く)」に含まれるか否かの判断が難しいサービスも含まれており、それを踏まえると、「事務代行サービス(別掲を除く)」に含まれるサービスの範囲を特定して定義することは困難であると考えられる。さらに、「事務代行」の市場規模について調べたが、確認できるものはなかった。以上を踏まえ、「事務代行サービス(別掲を除く)」は「その他の事業者向けサービス」に含まれることとし、「事務代行サービス(別掲を除く)」を削除する。
10	○「非営利的団体サービス」について 「非営利的団体サービス」を市場生産物と非市場生産物に区分する ことについて、NAPCS や CPA でも同じ分類に配置していることから、 同じようにしてよいと思われる。一方、「非営利的団体」という名称に ついては、SNA 上市場活動として扱われる経済団体が含まれているこ とから、名称を変更した方がよい。	〇 後述 13 参照

11	○「卸売市場サービス」について	○ 多くの卸売市場は、地方公共団体が開設しており、民間が運営してい
	「卸売市場サービス」について、内容に応じて他産業で設定済みの	る卸売市場は地方卸売市場の一部に限られるため、「卸売市場サービス」
	「倉庫サービス」や「駐車場サービス」などにそれぞれ含まれるものし	を個別の分類として設定するか否かについては、来年度以降の「S 公務」
	てよいのではないか。	での議論を踏まえ検討することとし、分類を削除する。
		なお、中央卸売市場や地方卸売市場は、産業分類上「9599 他に分類
		されないサービス業」に含まれるため、本分類案においては「他に分類
		されないサービス」に含まれることとする。
		(統合)他に分類されないサービス
		(最下層) 他に分類されないサービス
		(定義等) 他に分類されないサービス
		○卸売市場の市場使用料

2 研究会後に新たに得られた情報

	新たに得られた情報	対処方針 (案)
12	○「労働者派遣サービス」について	○ 左記アンケート調査結果を踏まえて、最下層を「労働者派遣サービ
	「労働者派遣サービス」の売上高の区分可能性について、事業者に	ス」のみとする。
	対するアンケート調査により確認したところ、売上高を原案のように	
	日本標準職業分類の大分類別に回答することは難しいとの回答を得	<修正案>
	た。	(統合)労働者派遣サービス
		(最下層)労働者派遣サービス
	<原案>	
	(統合)労働者派遣サービス	
	(最下層)労働者派遣サービス(専門・技術)	
	労働者派遣サービス(事務)	
	労働者派遣サービス(生産工程)	
	労働者派遣サービス (その他)	
13	○「非営利的団体サービス」及び「協同組合組合員向け指導サービス」	○ ご指摘を踏まえ、「協同組合組合員向け指導サービス」を「非営利的
	の取扱いについて	団体サービス」にまとめるとともに、「非営利的団体サービス」の名称、
	第 18 回研究会において、協同組合等を非営利団体と区分せずに、既	分類構成を以下のとおり修正する。
	設の「非営利的団体サービス」にまとめる案が検討された。	
	また、同じ種類の団体の会費や賦課金等については、団体の産業分	

類が変わっても、生産物分類が変わらないように分類を設定した上で、 適切な分類名を検討することとなった。

(統合)各種団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス 労働団体による会員向け指導その他のサービス 学術・文化団体による会員向け指導その他のサービス 政治団体による会員向け指導その他のサービス 政治団体による会員向け指導その他のサービス 農林水産業協同組合による組合員向け指導その他のサービス 事業協同組合による組合員向け指導その他のサービス その他の団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス